

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 S K 特許業務法人 様		P C T 国際調査機関の見解書 (法施行規則第 40 条の 2) [P C T 規則 43 の 2. 1]	
あて名 〒150-0012 日本国東京都渋谷区広尾 3-12-40 広尾ビル 4階		発送日 (日.月.年) 19.02.2019	
出願人又は代理人 の書類記号 6989NN0-IM		今後の手続については、下記 2 を参照すること。	
国際出願番号 P C T / J P 2 0 1 8 / 0 4 3 7 3 6	国際出願日 (日.月.年) 28.11.2018	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (I P C) Int.Cl. G09G3/20 (2006.01)i, G01M11/00 (2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) E I Z O 株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第 I 欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第 II 欄 優先権<input type="checkbox"/> 第 III 欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第 IV 欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第 V 欄 P C T 規則 43 の 2.1(a)(i) に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第 VI 欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第 VII 欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第 VIII 欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関が P C T 規則 66.1 の 2(b) の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を送付した日から 3 月又は優先日から 2 2 月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を参照すること。</p>
--

見解書を作成した日 29.01.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (I S A / J P) 郵便番号 100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目 4 番 3 号		特許庁審査官 (権限のある職員) 後藤 亮治	21 9610
		電話番号 03-3581-1101 内線 3273	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-5	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	1-5	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-5	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1：秦 清治 Seiji Hata, 画像処理産業のテーラーメイドエンジニアリングとは？ What is tailor-made engineering for Image Processing Industry?, 電気学会研究会資料 The Papers of Joint Technical Meeting on Information Processing and Innovative Industrial System, IEE, 2011.03.25, IP-11-3 IIS-11-33, 13-16 頁

文献2：三浦勝司ほか, 違和感を察知するDeep Learning技術“Sense Learning”, SEIテクニカルレビュー[online], 第193号, 住友電気工業株式会社, 2018.07.31, 12-15 頁, [検索日 2019.01.29], インターネット <URL:https://sei.co.jp/technology/tr/bn193/pdf/193-03.pdf

文献3：進藤 智則, Sexy Technology 教師なしディープラーニングで製造不良品を自動検出 武蔵精密工業が自動車ギア検査にautoencoder, N I K K E I R o b o t i c s 第34号, 2018.04.10, 第34号, 3-8 頁

文献4：JP 06-295168 A (株式会社日立製作所) 1994.10.21, 全文全図 (ファミリーなし)

文献5：WO 2018/105028 A1 (三菱電機株式会社) 2018.06.14, 全文全図 & TW 201821788 A

文献6：WANG Shiqi, et al., Subjective and Objective Quality Assessment of Compressed Screen Content Images, IEEE JOURNAL ON EMERGING AND SELECTED TOPICS IN CIRCUITS AND SYSTEMS, 第6巻, 第4号, IEEE, 2016.12.31, 532-543 頁

請求項1-5に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性、進歩性を有する。

文献1、4には、AIにより、表示ムラを検出することが記載されている。

文献2、3、5には、オートエンコーダへの入力画像データと、圧縮・復元された出力画像データとの誤差により、不良画像を判定することが記載されている。

しかしながら、[表示ムラが許容範囲であるか否かを判定するために、オートエンコーダへの入力画像データと出力画像データの誤差、及び、入力画像データのオートエンコーダによる圧縮データと基準データとの類似度の関係を利用すること]は、何れの文献にも開示も示唆もされていない。